

第Ⅱ部 計画の基本的な考え方

(白 紙)

第1章 計画のフレーム

第1節 人口推計

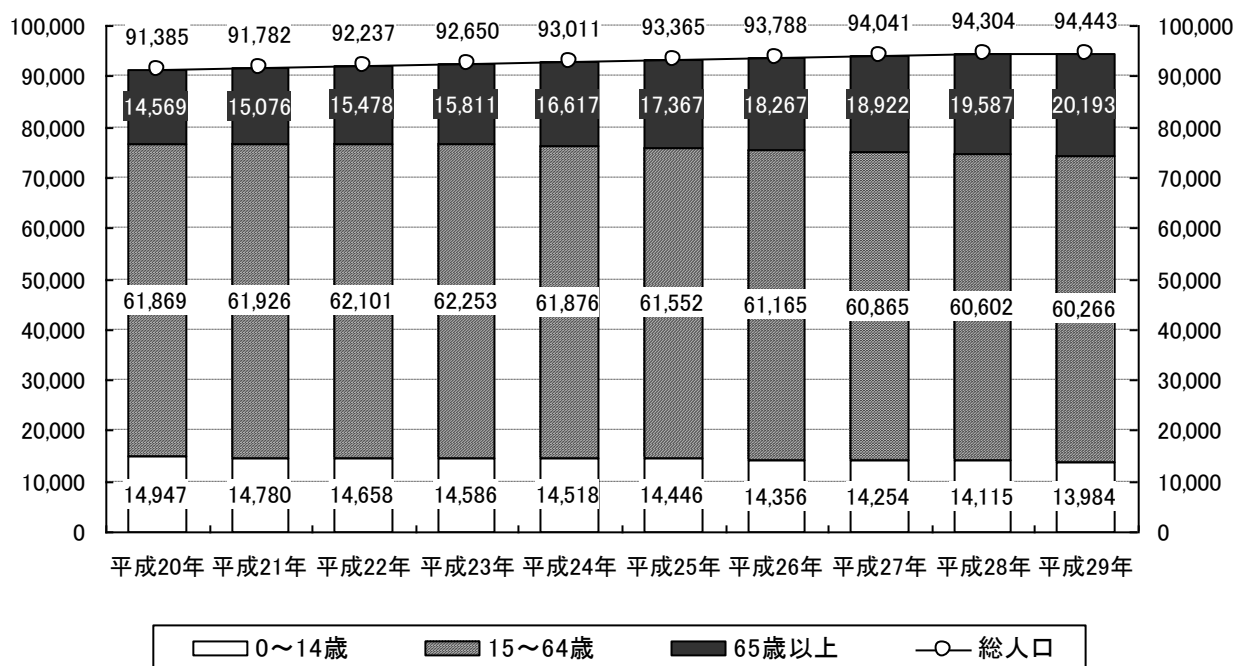
本市の平成17～20年 各10月1日現在における、住民基本台帳をもとにした1歳階級ごとの性別人口推移から、コーホート変化率法による推計を行った結果は以下のとおりです。

1 本市の人口の見通し

本市の総人口については増加していますが、0～14歳については各年で減少がみられるほか、15～64歳についても、平成24年以降、減少に転じる見通しとなっています。

図表 1 人口推計（3区分）

（単位：人）



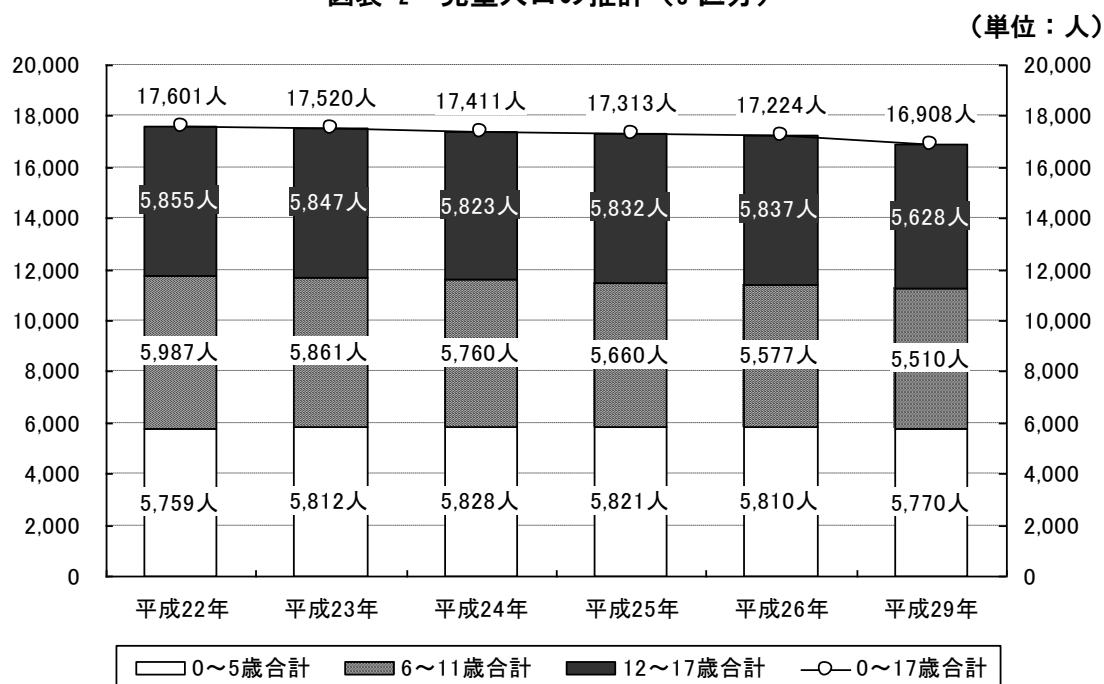
資料：住民基本台帳

2 児童人口の推計

本市の児童人口（0～18歳未満）における推移は、児童数全体として、減少が見込まれており、計画の最終年である平成26年には、17,224人となることが見込まれています。

また各年齢区分の状況から、0～5歳児は平成24年より減少する状況がみられます。

図表 2 児童人口の推計（3区分）



資料：住民基本台帳

◎ 人口の推計について

本計画では、厚生労働省より提示された人口推計算出シートを用い、推計された児童数を計画期間のフレーム（枠組み）として、アンケートによる利用意向を乗じ、保育サービスの目標事業量を算出しています。

この推計値は、計画期間の児童数の推移状況及び年齢ごとに必要な保育サービスの提供量を把握するためのものです。

◎ コーホート変化率法とは

コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が本市の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法です。

本計画策定にあたっては、特に近年変化のみられる保育サービス意向を反映するため、直近（平成19～20年）の住民基本台帳による1歳階級別の人口の変化率を採用しています。

なお、出生数については、近年（平成17～20年）の出生状況をもとに、25～34歳の女性に対する出生割合を用いて推計しています。

第2節 保育サービスの整備見込み

児童人口の推計から、計画期間にめざす保育サービスの目標事業量は、次のとおりです。

図表 3 保育サービスの整備見込み（目標事業量）

年 度		単位	平成 21 年度 (基準値)	平成 26 年度 (目標事業量)	平成 29 年度 (目標事業量)
保育サービス					
平日昼間の保育サービス					
3 歳 未満児	認可保育所	(人)	863	913	913
	家庭的保育事業	(人)	—	—	—
5 歳 以上児	認可保育所	(人)	1,582	1,712	1,712
	家庭的保育事業	(人)	—	—	—
	幼稚園の預かり保育	(人)	236	236	236
年齢 区分なし	特定保育事業	(か所)	0	1	1
		(人)	0	20	20
夜間帯の保育サービス					
延長保育事業	(か所)	18	21	21	
	(人)	307	360	360	
夜間保育事業	(か所)	0	1	1	
	(人)	0	7	7	
トワイライトステイ事業	(か所)	—	—	—	
	(人)	—	—	—	
休日保育事業	(か所)	4	4	4	
	(人)	51	65	65	
病児・病後児保育事業					
体調不良型	(か所)	—	—	—	
	(日数)	—	—	—	
病児対応型・病後児対応型	(か所)	5	5	5	
	(日数)	—	25,058	24,883	
一時預かり事業	(か所)	17	21	21	
	(日数)	—	103,700	103,000	
ショートステイ事業	(か所)	—	—	—	
	(人)	—	—	—	
放課後児童健全育成事業	(か所)	16	16	16	
	(人)	616	615	615	
うち 1～3 年生	(人)	614	615	615	
放課後子ども教室	(か所)	8	10	12	
地域子育て支援拠点事業	(か所)	7	11	11	
ファミリーサポートセンター事業	(か所)	2	2	2	

資料：こども課

(参考) 主な保育サービスの概要

サービス名		概 要
平日昼間保育サービス	認可保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された施設です。通常、一定の基準に従い、保育に欠けると認められる児童を対象に、通常の開所時間（原則1日11時間）の中で行う保育サービスが提供されます。
	家庭的保育（保育ママ）	保護者が勤めている等の理由で、保育を必要とする3歳未満の乳幼児を、家庭福祉員（保育ママ）の自宅で預かり、家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行うものです。
	事業所内保育	企業内において就労者の子どもを預かる保育事業です。
	幼稚園の預かり保育	幼稚園において、希望する園児を保育終了後引き続き幼稚園で預かり、教育活動を行うものです。
	特定保育	保護者の就労形態の多様化に対応し、その児童が保育に欠けると認められる場合に週に2、3日程度、または午前あるいは午後のみ等、必要な日時について行う保育事業です。
夜間帯の保育サービス	延長保育事業	保育所（園）において、通常の開所時間（1日11時間）を超えて行う保育事業です。
	夜間保育事業	夜間に行う保育サービスで、概ね22時頃まで児童を預かる保育事業です。
	トワイライトステイ事業	保護者が仕事その他の事由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、児童を実施施設において保護し、生活指導・食事の提供等を行うものです。
休日保育事業		日曜・祝日等に、保護者が就労等のため、保育に欠ける児童を対象に行う保育事業です。
病児・病後児保育事業		児童が病中または病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所（園）・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うものです。
一時預かり事業		家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を対象に、主に昼間において、保育所（園）等において一時的に預かり、必要な保護を行うものです。
ショートステイ事業		保護者の疾病、出産、恒常的な残業、休日出勤等の事由により、家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童福祉施設等において一定期間養育するものです。
放課後児童健全育成事業（学童保育）		保護者が労働等により昼間自宅にいない家庭の小学生児童（概ね10歳未満）に、授業終了後に遊び、生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業のことです。
放課後子ども教室		放課後に学校施設（特別教室、体育館、運動場等）を活用し、地域の方々の協力で、子どもたちが安心・安全にさまざまな体験活動や学び・交流活動を行うものです。
地域子育て支援拠点事業		子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援等を行うものです。
ファミリーサポートセンター		育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人からなる会員組織で、保育所（園）・留守家庭児童会等の開始前や終了後、冠婚葬祭、リフレッシュしたい時等に、子どもを預けたり預かったりして、仕事や子育ての両立や育児疲れの解消等を図るものです。

参考資料：行動計画策定指針をもとに作成

第2章 基本理念

第1節 基本理念（めざす姿）

育つよろこび 育てるたのしさ 子育て応援のまち かみす — ともに育もう 子と親と地域 —

近年急激に進んだ都市化や核家族化は、子育ての環境に大きな変化をもたらしました。

かつては、家庭において二世帯、三世帯が同居し、地域社会のつながりもずっと密で、祖父母や隣近所の人々の助けやアドバイスを得ることができ、子育ての苦労を母親一人が抱え込むということはありませんでした。

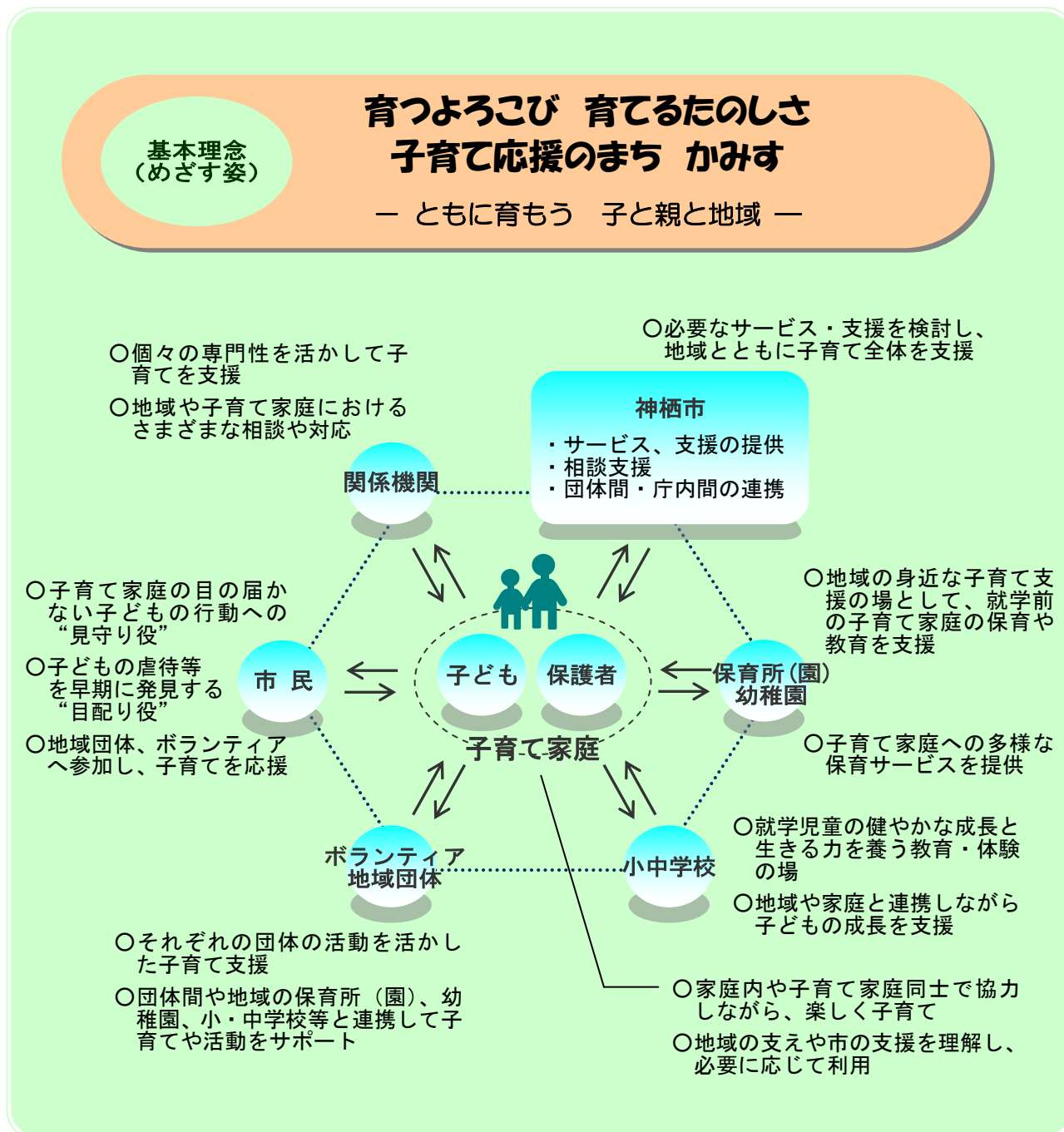
しかし現在では、核家族化、地域のつながりの希薄化により、悩みを相談する相手も、助けを求める相手も少なく、子育ての負担と不安によるストレスにさらされ、孤立しがちな母親が増えています。

子育ての喜びや楽しさ、苦労をともに分かちあい、地域全体で子育てを支援し、子・親・地域がともに成長していけるよう、前期計画における基本理念を継承し、家庭、地域、行政がしっかりと手をつなぎ、子どもが健やかに育ち、子育てが本当に楽しいと思えるまちづくりをめざしていきます。

この計画の基本理念である「育つよろこび 育てるたのしさ子育て応援のまち かみす」の実現にむけて、本市がめざす子育ての全体像を次のように示します。

下図のように、本市のめざす子育ては、市をはじめ地域のさまざまな人々や団体、施設等が、本市で子育てをする家庭や子どもの成長をみんなで支え、応援していきます。

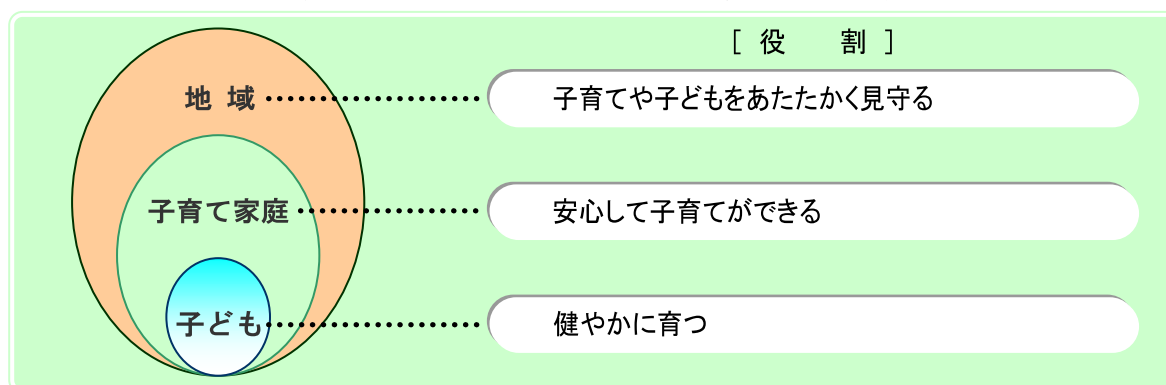
図表 4 神栖市の子育てのめざす全体像



第2節 基本方針（めざす姿を実現するための考え方）

基本方針の項目については、下図に示すように、「子ども」「子育て家庭」「地域」の役割をめざす姿を実現するための考え方として、本市の現況及び国の示す行動計画の基本理念を踏まえ、次のとおり設定します。

図表 5 基本指針に示す子ども・家庭・地域の役割



基本方針1 【子ども】すべての子どもが健やかに育つために

すべての子どもの人権と利益が最大限に尊重されるよう配慮し、大人だけでなく、子どもの視点に立った取り組みを進めていきます。

子どもが自己を確立し、調和の取れた人間として健やかに成長するため、家庭、地域、学校が相互に連携し、社会全体で育む環境づくりを推進するとともに、子どもたちが、元気に未来に向かって大きな夢や希望を持ち、明るくのびのびと育っていくことができるまちづくりを進めます。

基本方針2 【家庭】すべての親が安心して子育てができるために

すべての親が、安心して出産や子育てができるよう、さまざまなサービスを受けたり、家庭教育について学習できたりする機会づくりに取り組みます。

また、働きたい家庭の保護者が、仕事と子育ての両立を選択でき、こうした生活を支援できる多様な保育サービスの充実を図るほか、就労環境について企業への働きかけにも取り組みます。

特に性別に関わらず、子どもの保護者がともに子育てに参加し、近隣の親族や知人、家庭が協力して子どもを生み育てていく意識を広めていきます。

基本方針3 【地域】地域が子育てや子どもをあたたく見守るために

子育てによる苦労や困難を分かち合いながら、地域全体で子育てに「あたたく」かつ「積極的」にかかわることにより、子どもや子育て家庭を脅かす、さまざまな不安や負担感の軽減を図るとともに、お互いが助け合いながら子育てのできる地域づくりを進めます。

さらに、子育ての住環境や道路交通環境については、子どもや子育て家庭への安心・安全に配慮し、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めます。

第3節 基本目標（めざす姿を実現するための取り組み方）

この計画では、基本理念を実現するための各施策での取り組み方として、次の5つを基本目標として掲げ、施策を推進していきます。

基本目標1 子どもと子育て家庭を地域ぐるみで応援します

子育てにおいて対象となるのは子ども達自身であり、子育てを実践する家庭です。地域のだれもが子育てに関心をもち、「見守る」「支える」という考えを浸透させていく子育ての“ネットワーク”づくりが必要となります。

そのためには、サービスの担い手が市だけではなく、各種団体や地域住民による地域力も必要です。子育てに対する多様な利用意向に対して、地域が主体となった多様なサポートが求められています。

このため、子育てのなかで陥りやすい不安や悩みの相談やリフレッシュの機会となるよう、地域に交流の場を設け、関係機関、地域団体等と協力・連携することによって、神栖市ならではの子どもの成長、子育てをサポートできる体制づくりをめざします。

また、こうした子育てを応援する人材を育成し、子どもと子育て家庭を地域ぐるみで応援します。

《 施策展開 》

施策1-1 地域ぐるみで子育てを応援する体制の整備

施策1-2 子育て家庭の交流の場や機会づくり

施策1-3 地域での子どもの居場所づくり

基本目標2 子どもの権利を守り、「生きる力」を育みます

次世代を担う子どもたちが地域でたくましく成長していくためには、子どもが一日の多くを過ごす学校で自ら学び、主体的に問題を解決していける能力を育むとともに、心身ともに健康で豊かな情操と創造力を養い、個性や自主性を育む環境づくりが大切です。

また、次世代へ本市の地域性や環境を引き継いでいくためにも、将来を担う子ども達の成長は、家庭だけが負うものではなく、地域全体が家庭の目の届かないところでの子どもの行動を温かく、ときには注意の目で見守り、相互に支えあう必要があります。

そのため、教育・文化・スポーツ等のさまざまな環境・学習機会の場の整備を行い、家庭や学校、地域全体で見守り、子ども達の「生きる力」育んでいくことをめざします。

また、今日の少子化の影響により、子ども達の乳幼児とふれあう機会が減っています。子どもを生み育てることや子どもや家庭の大切さを理解し、豊かな人間性を育むためにも、児童生徒が乳幼児とふれあう機会づくりをすすめます。

一方で、子ども達の健やかな成長が、虐待やいじめといった周囲の暴力等によって妨げられることのないよう、子どもの権利擁護を推進します。

《 施策展開 》

施策2-1 子どもの個性を育む活動の推進

施策2-2 学校教育の推進

施策2-3 就学前・幼児教育の推進

施策2-4 次世代を育む親の育成

施策2-5 子どもへの虐待防止

施策2-6 いじめ・不登校への対応

基本目標3 母子の健康と子どもの健やかな成長を支援します

子育て家庭がゆとりをもって子育てをするためには、安心して子どもを生み、そして育てていくことができる環境であることが大切になります。

こうした中で、母子保健は、医療と福祉対策の充実と相まって、妊産婦、乳児の死亡率の低下に大きく貢献してきました。

しかし、少子高齢化、核家族化、女性の社会進出、離婚率の上昇、社会環境、生活様式の変化に伴い、子どもを生み育てる環境も変化し、育児不安、親子の関係、思春期におけるさまざまな問題が顕在化してきています。

このため、きめ細やかな保健活動や医療体制の整備によって、安全に妊娠・出産ができ、健康や発育・発達に不安な場面で、適切な医療、療育を受けることができる環境づくりを推進し、母子の健康と子どもの健やかな成長を支援します。

《 施策展開 》

施策3-1 子どもや母親の健康の確保

施策3-2 子どもへの医療対策の充実

施策3-3 思春期保健対策の推進

施策3-4 食育の推進

基本目標4 安心して子育てのできるサービス・支援の充実を図ります

近年では、「仕事と子育ての両立」のように、子どもを育てながらも多様な生活を選択する子育て家庭の保護者が増え、子育てをしながらもサービスや制度の活用によって、自分らしい暮らしが実現できる環境づくりが求められています。

そこで、子育てしながらも就労につながるよう保育需要を把握し、平日昼間の保育をはじめ多様な保育サービスのあり方を検討し、それぞれのサービスが安定して利用できるよう、供給量の確保をすすめます。

また、個々の子育て家庭や子どもの状況に合ったサービスの提供を推進します。

さらに、保育サービスや保健活動、子育て家庭同士の交流の場では解決できない多様な子育て不安や悩みを専門的な相談に結びつけられる相談や情報提供体制を整備し、子育てへの不安や負担の軽減に努めます。

《 施策展開 》

施策4-1 家庭教育の向上

施策4-2 相談・情報提供体制の整備

施策4-3 多様な保育サービスの提供

施策4-4 多様な生活を選択できる子育ての推進

施策4-5 ひとり親家庭への自立支援

施策4-6 特別な支援を必要とする子どもへの対応

施策4-7 子育てに対する経済的支援

基本目標5 子どもや子育て家庭に配慮のあるまちづくりをすすめます

地域で子どもを育てていくためには、家庭での生活環境、地域や仲間同士の協力、よりよい子育てサービスも重要となりますが、安心して育てられる環境であるかという点も欠かせない要素です。

そこで、地域で子どもを安心して育てられるよう、だれもが安心できる歩行環境、施設環境の整備や、公園や屋内施設等を整備、有効活用した親子や子ども同士で楽しく集える場づくり、さらには、子ども達の命を守るための防犯体制の確保や安全教育の充実にも力を入れ、子どもや子育て家庭に配慮のあるまちづくりをすすめます。

《 施策展開 》

施策5-1 子どもにやさしい生活環境の整備

施策5-2 犯罪や交通事故等のない安全なまちづくり

施策5-3 施設の整備の推進

施策5-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進